

## 武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例の概要

武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）は、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）の適用を受ける執行機関と議会との差異が生じないようにするため、法の「第5章 行政機関等の義務」の各条の規定に対応するように定めています。

条例の主な内容は次のとおりです。

### 1 条例の目的について（第1条）

議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

### 2 議会の責務について（第3条）

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとするとしています。

### 3 個人情報の取扱いについて

議会における個人情報の適切な取扱いのため、主に次の内容を定めています。

- ・個人情報の保有の制限や利用目的の明示（第4条・第5条）
- ・不適正な利用や取得の禁止（第6条・第7条）
- ・情報の正確性の確保（第8条）
- ・漏えいや滅失、既存を防止するための安全管理措置や従事者の義務、漏えい等があった場合の通知（第9条・第10条・第11条）
- ・本来の目的以外の利用や提供に関する制限、提供を受けるものに対する措置（第12条・第13条）
- ・仮名加工情報の取扱い（第15条）
- ・匿名加工情報の取扱い（第16条）

### 4 個人情報ファイルについて（第17条）

議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれのファイルの名称や利用目的等をまとめた個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないとしています。ただし、次の場合は、個人情報ファイル簿を作成・公表をしないこととしています。

- ・議員や元議員、議会事務局や元議会事務局の職員の人事等に関するもの

- ・試験的なものや、1年以内に消去することとなるもの
- ・資料等の送付や業務連絡のために利用する送付先や連絡先などの情報
- ・学術研究のために作成又は取得し、学術研究のために利用されるもの
- ・本人の数が議長が定める数に満たないもの

5 開示、訂正及び利用停止について（第18条―第43条）

議会が保有する自己の個人情報について、開示、訂正及び利用停止等の請求ができる権利と、その手続きについて定めています。

開示等に要する費用は、無料としています。ただし、写しの交付を求めるときは、当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担としています。

※ 開示等に要する費用の規定は、現行の武蔵村山市個人情報の保護に関する条例（以下「現行条例」といいます。）と同様です。

6 審査請求について（第45条）

開示決定や開示請求等に係る議会の不作為に対する行政不服審査法に基づく審査請求があった場合は、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない旨などを定めています。

※ 現行条例では、武蔵村山市議会個人情報保護審査会に諮問することとしていましたが、今回定める条例では執行機関の附属機関である武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしました。

7 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等（第48条）

議長は、開示請求等をしようとする者に対して、容易かつ的確に開示請求等が行えるよう利便を考慮した適切な措置を講ずるものとしています。

8 個人情報等の取扱いに関する苦情処理（第49条）

議長は、個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないとしています。

9 審議会への諮問事項について（第50条）

議長が、武蔵村山市個人情報保護審議会に諮問することができる事項は、議長が、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項としています。

※ 現行条例では審議会への諮問事項についての規定はありませんでした。審議会への諮問事項については、この条例で新たに定めるものです。

#### 1 0 施行の概要の公表について

議長は、毎年度この条例の施行状況を取りまとめ、その概要を公表するものとしています。

#### 1 1 委任について

この条例の施行に関し必要な事項は議長が定めることとしています。

#### 1 2 罰則について

議会事務局の職員（職員であった者や委託を受けた者等も含まれます。）による不当な個人情報の取扱いに対する罰則や、不正な手段による開示請求に関する罰則について定めています。

なお、適用される罰則については、法及び現行条例に規定する内容と同様です。

#### 1 3 施行期日について

施行期日は、令和5年4月1日としています。